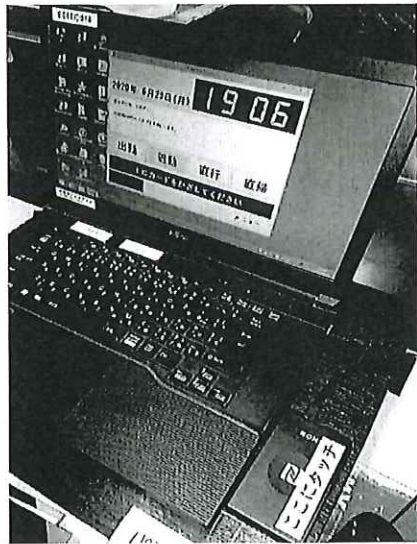


「休日出勤の記録はするな」の指示?!

「働き方改革」の実施は委員会の責任で



編集・発行/
さいたま市
教職員組合
〒330-0843
さいたま市大宮区
吉敷町4-93-5
大宮教育会館2F
TEL 641-6763
FAX 648-3567
2020. 7. 6(月)
No. 261



コロナ禍の対応で大変な状況の中、「働き方改革」に関し、信じられない事態が生じています。
教職員一人ひとりに、自己申告シートの中に働き方改革の目標設定を求めたり、残業時間が過剰の教職員に、指導まがいの面談を求めたりすることが各校の校長から説明されています。さらに、ここにきて管理職の口から「土曜・日曜の出勤は、タイムカードの打刻はしないように」と指示があったと、複数の職場から組合に報告がありました。
この事態については以前から市教組は委員会に対して指摘してきたことですが、交渉の際、教職員人事課長自ら「あつてはならないこと。どの校長か教えてほしい。指導する。」とまで言っており、是正することを約束した事柄です。市教組は、即刻市教委に対して抗議をしました。

「変形労働時間制」導入への布石か

長時間過密労働の解消は、わたしたちにとっても切実な願いです。誰もが当たり前に、「時間外勤務は月45時間以内」の職場にしたいと思っています。わたしたちは、教職員のいのちと健康を守ることを大切にしています。子どもた

ちの前に笑顔で立ち、生き生きと教育実践を繰り返していきたくて願っています。
昨年11月、教職員の働き方改革に関する国会答弁で引き出された文科省の回答は、①客観的な勤務時間の把握、②時間外勤務の「上限」（月45時間、年360時間）の遵守でした。これは「1年単位の変形労働時間制」の導入のための前提条件です。つまり、「在校等時間」の「上限」月45時間を超えてしまったら、「1年単位の変形労働時間制」は導入できないのです。委員会は、なぜこれほどまでに時間外勤務月45時間以内にこだわるのですか。

うか。今年1月に発表された全国市区町村教育長アンケートでは、9割近い教育長が「1年単位の変形労働時間制」導入に消極的です。そのような意向に逆行して、全国に

「働き方改革」を現場に自己申告させる?

この時期、学校の中でさまざまな教育活動が見直されたり、活動を進めながら修正を加えていたりしている状況です。しかしながら、期限を延長することなく、「自己申告シート」の提出を求め、それに伴う面談がどの職場でも実施されています。委員会は「この自己申告シート導入の際、「3年たつたら見直す」と約束していましたが、今年度は「働き方改革」の欄が加えられ、目標設定まで求められました。しかし、これを個々の教職員に求めていいのでしょうか。

「超勤45時間超えで校長と面談」は何のため

過日校長会において、教職員人事課から毎月の残業時間45時間以内の指示が出され、「1カ月の残業が45時間を過ぎたら校長が面談を行う」とことになりました。現場の教職員は、このような言葉でも不安を覚えます。私たちは学校が再開し、遅れた授業・学校生活を

先駆けて、1か月の変形労働時間制を試行したさいたま市は、この「1年単位の変形労働時間制」を積極的に推し進めようとしているのでしょうか。強制力を伴うような自己申告として記載をさせることは、正しい改革の進め方とはいえません。実際にどんなことを書いたらいいいのか、困惑の声が多く出されています。自己申告に対しては様々な問題があることを市教組は指摘してきました。昇給査定を伴う評価を撤廃すると共に、特に「働き方改革」が今回の自己申告の項目から削除されるよう強く要求します。



取り戻すための取り組みに全力を尽くしています。それに加え、教育課程再編を6月30日までの期限に迫られ、「心と生活のアンケート」の実施と、それに伴う面談、まとめと、相変わらずの忙しさです。さらに、学校行事の調整や再計画の様子を見ながら行うなど、これも時間と労力を要する事態となっています。このような各学校の困難さを解消し、労働条件を整えるのが教育委員会の仕事であり、

(二面に続く)